

働いている人です。問題はその内訳で、正規の職員・従業員が雇用者全体(役員を除く)に占める割合を男女別に見ると、2013年、女性は44%、男性は78%となっています。そして、図表3を見てわかるように女性の短時間労働者の給与は男性一般労働者の約半分、短時間労働者同士でも男女間では女性の方が給与は低くなっています。

これらの数字を見れば、日本において政治分野、経済分野で男女格差が大きいかは一目瞭然と言えるでしょう。

社会経済状況への対応としての男女共同参画の系譜

「女性の活躍推進」は経済政策の一環として、政府の肝いりで進められようとしているわけですが、1999年に公布・施行された「男女共同参画社会基本

法」の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができると男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

出典「男女共同参画社会基本法」

法(以下、「基本法」)の前文には、左(※2)のように書かれています。

1999年といえば、「失われた10年」と言われる90年代末にあたります。基本法前文に示された「少子高齢化の進展」と「社会経済情勢の急速な変化」は、当時から現在まで、どう変化したのでしょうか。まず、少子化の状況を見てみましょう。合計特殊出生率は最低を記録した2005年の1.26よりは持ち直したものの、2013年は1.43となっており、人口が減らない水準とされる2.07を大きく下回っています。高齢化の状況はどうでしょうか。現在は4人に1人が65歳以上ですが、10年後には3人に1人になるのではないかと見込まれます。働き手・支え手が減って、支えられる側が増えているというすう勢にストップがかかっています。

基本法施行以来、実はこうした課題認識からの政策は継続して試みられてきています。

構造改革と女性のチャレンジ支援

「女性のチャレンジ支援策」は、2002年当時の小泉首相から「構

少子高齢化、グローバル化、高度情報化等我が国の社会経済情勢が急速に進展する中、女性を取り巻く環境は今後さらに急激に変わると予想される。(中略)このような状況の中で、女性が十分に活躍できていない現状を踏まえると、男女がともに生きがいをもって充実した暮らしができるようにするため、意欲と能力のある女性が社会で活躍し、男性もゆとりある生き方を目指す、暮らしの構造改革の実現が必要不可欠である。また、男性も女性も安心して将来を設計することができる社会を目指すことや男性の働き方の見直しを含めた女性のチャレンジを阻む社会制度・慣行の見直しなど社会経済の構造改革も必要不可欠である。

出典：男女共同参画会議基本問題専門調査会「女性のチャレンジ支援策について」

造改革の一環として、さまざまな分野における女性のチャレンジを促進することを検討するように」との指示に基づいてまとめられたものです。

2003年4月に「男女共同参画会議基本問題専門調査会」がまとめた文書には、「女性のチャレンジ支援策の必要性・緊急性」について、右(※3)のように書かれています。

このような問題意識に基づいて「上」へのチャレンジとして管理職をめぐらすなど女性の政策・方針決定過程への参画と活躍、「横」へのチャレンジとして転職や資格取得など新たな活躍の場を広げること、そして「再」チャレンジとして出産・育児等で離職した女性への再就職支援の必要性が提唱されました。

働くまでしこ大作戦

「女性のチャレンジ支援策」が打ち出されてから約10年後の2012年6月、「女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議」において「女性の活躍促進による経済活性化行動計画―働くまでしこ大作戦」がまとめられました。2008年に起きた世界的金融危機、リーマン・ショックの影響は日本にも大きく及び、さらに2011年に起きた東日本大震災と原子力発電所事故は日本社会に甚大な被害をもたらしました。こうした状況において、「日本再生戦略」のなかに位置付けられた行動計画が「働くまでしこ大作戦」です。その冒頭の記事に目を向けてみましょう。(※4)